

# Newsletter

2024

8

杉原事務所だより

from OFFICE SUGIHARA



Monthly shot

以前の事務所だよりで岐阜県と福井県を繋ぐ冠山峠道路が開通しドライブで通った話をしましたが、その続編ということで、先月もまた福井県へドライブに行ってきました。今回は敦賀から冠山峠を通る逆ルートでした。福井出身の職員から事前にお勧め情報を聞いておりましたので、とても美味しい海鮮丼を堪能することができました。県外からの人も多く行列のできるお店で、さすが地元民推薦の名店だったようです。やはり海の無い県に居ますと海を見るだけでテンションが上がります。次回まだ行けていないお勧めのお店へ行くのが楽しみです。(寺戸)

## 社会保険適用拡大まで 2 か月を切りました

現在、厚生年金保険の被保険者数が 101 人以上の企業等で週 20 時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっております。この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和 6 年 10 月から厚生年金保険の被保険者数が 51 人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。



厚生年金保険の被保険者数が 51 人以上の企業等とは、1 年のうち 6 月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数が 51 人以上となることが見込まれる企業等のことで、この企業等のことを「特定適用事業所」といいます。なお、法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者数の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象者（短時間労働者）の要件としては、**以下の条件にすべて該当する方**が短時間労働者として加入対象となります。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が 20 時間以上 | <input type="checkbox"/> 2 か月を超える雇用の見込みがある |
| <input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額 8.8 万円以上 | <input type="checkbox"/> 学生ではない            |

今後の流れとしては、新たに適用拡大の対象となることが見込まれる事業所に、令和 6 年 9 月上旬までに「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付される予定となっております。お知らせが届いたら、加入対象となる短時間労働者の資格取得届を準備し、届出を提出します。

適用拡大の対象となる従業員について、従業員への説明や社内周知等の期間が必要になるかと思いますので、加入対象となる従業員のリストアップや社内周知が終わっていない場合は、対象者の確認と適用拡大の説明を早めに行い、届出の準備をしていきたいところです。(宮川貴)

## 育児休業給付金 延長手続きの厳格化へ

育児休業給付金は、雇用保険の被保険者の方が、原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと給付金が受給できる制度です。また育児休業中に保育所等に預けられない等の事情があるときは、最長で子供が2歳になる時まで延長が可能です。なお、本給付金の延長手続きについて、来年4月から厳格化されることが決定しています。これまでは当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していましたが、今後は保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたもの（下記参照）であると認められることが必要になります。

見直しに至った経緯としては、入所意思がなく給付延長のために申し込みを行う人々への対応に時間を要していることや、意に反して保育所等への入所が内定となった方の苦情対応等が続いたため等が挙げられています。

当該延長手続きは、対象となる子供が1歳になる前までに手続きを行う必要があり、今回の厳格化により手続きが煩雑になり、混乱が予想されます。適正な手続きを行うため、育児休業中の方やこれから育児休業を取得する方については、予め延長手続きの変更内容についてご案内をお願いします。厳格化に伴う添付資料や要件については以下の表をご確認ください。（松島）

必要書類
①育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書 ②市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し ・受付印は不要で申込書の全ページの写しをご提出ください。 ③市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）
要件
①あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること ② <b>速やかな職場復帰のために</b> 保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること（ <b>以下の全てを満たす必要があります</b> ） ・原則として子が1歳に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。 ・申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道 <b>30分以上要する施設のみとなっていないこと</b> ・市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと ③子が1歳に達する日の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

## 「簡易な扶養控除等申告書」が導入されます

年末調整時に従業員の方に提出していただく「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」について、令和5年度税制改正において「簡易な扶養控除申告書」が導入されることが決定しています。これは、前年に提出した申告書に変更がない場合に、通常の申告書に代わって簡易な申告書を提出することができるというものです。この制度は令和7年1月1日以降の給与に対して適用されます。したがって、今年の年末調整で来年度の申告書を提出して頂く際に、変更がない方は「簡易な扶養控除申告書」を使うことができます。この度この制度について、国税庁からFAQが公表されました。以下に一部抜粋してご紹介します。

## 簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ

従業員から簡易な申告書の提出を受けようとする場合に留意すべきことはありますか。

簡易な申告書の提出を受けようとする給与等の支払者は、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容が把握できるようにしておく必要があります。

扶養する配偶者や親族の所得の見積額は、年によって変動する可能性が高いですが、その所得の見積額の変動が少額な場合でも異動があったものとなるのですか。

その年及び前年の両方において次のような場合に該当するときは、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がないものとして取り扱って差し支えありません。

- ① 配偶者の所得の見積額が95万円以下の場合
- ② 扶養親族の所得の見積額が48万円以下の場合
- ③ 障害者控除の対象となる人の障害の程度（等級）等に変動があった場合（障害の程度等に変動があり、特別障害者から障害者になる場合又は障害者から特別障害者になる場合を除きます。）

年の当初に簡易な申告書を提出していましたが、その後、年の途中で異動があった場合の手続きを教えてください。

年の途中で申告内容に異動があった場合には、その都度給与等の支払者へ扶養控除等（異動）申告書を提出する必要があります。効率的に源泉徴収事務が行える記載方法で提出を受けていただくことができます。

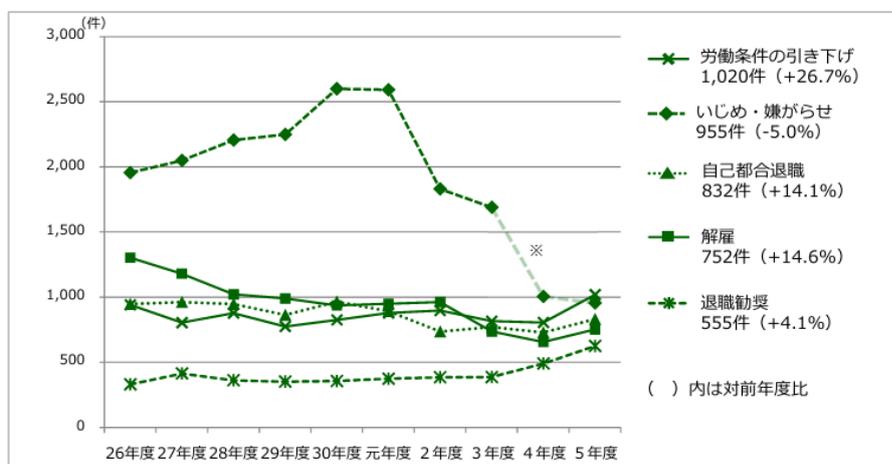
（記載方法の例）

- ① 異動事由を明らかにした上で、該当する全ての事項を記載してもらう方法
- ② 異動があった事項だけを記載してもらう方法

なお、申告書の記載例は令和6年9月下旬に公開予定です。この新しい申告書により、従業員の記入の負担が軽減され、申告内容の正確性の向上や業務の効率化が期待されます。早めに準備を進め、ぜひご利用ください。（岡村）

## 労働条件引下げによる労働紛争が昨年より増加

個別労働紛争解決制度とは、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを防止し、迅速に解決を図るための制度で、総合労働相談（地域に総合労働相談コーナーを設定し、専門員の相談員が対応する）、助言・指導（民事上の個別労働紛争について、紛争当事者に対し解決の方向を示し、自主的な解決を促進する）、あっせん（都道府県毎の紛争調整委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入って話し合いを行い紛争解決を図る）、以上3つの方法で運用されています。厚生労働省は、本制度について令和5年の施行状況をまとめ公表しました。



▶令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況より抜粋

今回、総合労働相談の件数は前年度より3%減少しているものの121万400件と依然として高止まり、助言・申出は8,346件(+4.5%)、あっせんの申請件数は3,687件(+5.6%)と前年から増加する結果となりました。また、民事上の個別労働関係紛争における相談・助言、指導の申出、あっせん申請の全項目で、「労働条件の引下げ」の件数が前年度から6.9%増加しました。

労働条件の変更が必要な時は、その理由を明確にし、従業員に適切に説明する等して、透明性を高めて労使間の信頼関係を維持できるように努めることが効果的な予防策です。法的なリスクも含めお困りのときは弊所各担当者からもアドバイスさせていただきますので、ご相談ください。（杉山）

## 国民健康保険も産前産後期間の保険料が免除されます

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、産前産後期間の国民健康保険料を軽減する制度が令和6年1月から始まりました。市町村や国民健康保険組合（建設国保、医師国保等）の国民健康保険被保険者で、令和5年11月1日以降に出産予定または出産した方が対象となります。出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。出産後に届出する場合、対象年度の最初の保険料納期から2年を経過した日以降はその年度の保険料が変更されませんのでご注意ください。（安田）

### 産前産後期間の国民健康保険料の軽減について

#### 保険料軽減の概要

出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの保険料が免除されます。

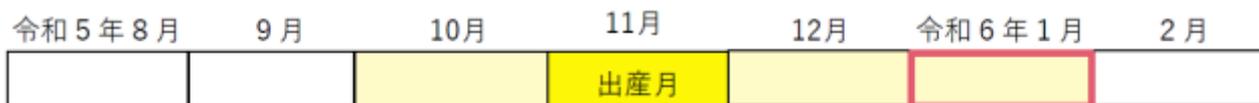
- ※ 出産被保険者の産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減免されます。
- ※ 多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が免除されます。
- ※ 賦課限度額に達している世帯については、軽減を適用しても減免されない場合があります。



令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の保険料だけが免除されます。

- ※ 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減免されます。

令和6年1月より前の期間については減免の対象とはなりません。



## ガイドラインを活用して治療と仕事の両立支援を



厚生労働省では、がん、脳卒中、肝疾患、難病、心疾患、糖尿病等の継続して治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事の両立ができる取り組み等をまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を作成しています。本ガイドラインには、治療と仕事の両立を支援する具体的な方法や、企業が取るべき措置が記載されています。

例えば、がん罹患した労働者について、がんの種類や進行度が同じであっても、治療そのものや治療に伴う症状は人によって様々であり、治療と仕事の両立支援にあたっては、特に個別性に配慮した対応が必要とされています。治療や経過観察は長期にわたるとともに、予期せぬ副作用等が出現し、治療内容やスケジュールが見直しされる可能性があります。そのため、経過によって就業上の措置や配慮内容を変更する必要があることに留意しなければなりません。また、がんと診断された方の多くは一時的に大きな精神的衝動を受け、がんの診断が主要因となってメンタルヘルス不調に陥る場合もありますので、治療と仕事の両立のための措置及び配慮を実施する際にも慎重な対応が必要です。

多くの人はがんが稀な病気であると考えられていますが、実際は生涯のうちに日本人の2人に1人が罹患すると推計されています。またがんを抱えながら仕事を続けている労働者も多く、令和4年国民生活基礎調査に基づく推計によれば、仕事をしながら通院している方は約50万人いるとされています。がんに限らず、病気や怪我により治療を必要とする社員が、適切な治療を受けつつ仕事を続けるためには、企業側の理解とサポートが欠かせませんので、ガイドラインを活用して安心して仕事が続けられる環境づくりを検討してみてもはいかがでしょうか。(山田友)

## アスベストによる疾病の労災給付が増加

厚生労働省は、令和5年度の石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況の速報値を取りまとめ公表しました。石綿による疾病で療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者の遺族は、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、労働者災害補償保険法に基づく給付の対象となります。一方で、石綿を吸入することによる労働者災害補償保険法等で補填されない中皮腫や肺癌、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴う健康被害を受けて療養中の方、これらに起因して死亡した方の遺族に対しては医療費等の救済給付が石綿健康被害救済法に基づき支給されます。この石綿健康被害救済のための費用は、すべての事業主が労働保険料の一部である一般拠出金として費用負担しているものです。



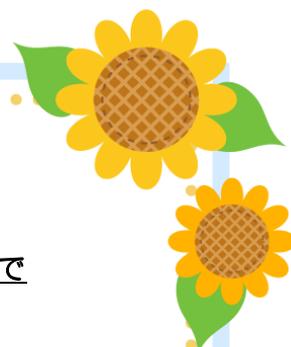
令和5年度の労災保険給付については、請求件数は1,304件(前年比4.2%減)で、支給決定件数は1,170件(前年比8.4%増)でした。業種別の支給決定状況では、建設業が65.2%と最も多く、製造業が28.8%と続いています。一方、石綿健康被害救済法に基づき支給される「特別遺族給付金」は、請求件数が317件(前年比140.2%増)、支給決定件数は158件(前年比7.1%減)となりました。こちら業種別の支給決定状況では、労災給付同様に建設業が最も多く、製造業が続いています。

特別遺族給付金の支給決定は2年連続で例年の5倍ほどとなっています。厚生労働省ホームページでは「石綿にばく露する業務に従事していた労働者の方へ」として作業例や石綿製品が掲載されています。ご不安なことがあれば、お近くの労働基準監督署にご相談ください。(後藤)

## 杉原事務所 夏季休業のお知らせ

令和6年8月10日(土)から令和6年8月15日(木)まで

上記期間を夏季休業とさせていただきます。  
休業中は大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご了承くださいませ  
ようお願い申し上げます。



## Side story

from OFFICE SUGIHARA

今月の担当 &lt;&lt; 杉原 ・ 松島 ・ 山田友 ・ 後藤 ・ 辻 &gt;&gt;



ここ数ヶ月新規のお客様がハイペースで増え、事務所としては大変ありがたいのですが、個人的には「どうやって仕事をこなせばよいのか」が課題となっています。日頃から効率化の様々な取り組みをしているのですが、仕事の増加スピードのほうが速いので、正直なところ悪戦苦闘しています。仕事増加の主要因は、①人手不足と②労働問題の複雑化だと考えています。総務人材の不足で、もともと社内でもこなしていた事務のアウトソーシングを図るお客様と、複雑化する労働問題に対応しきれず、専門家の活用を図るお客様のニーズによるものだと考えています。早期にこの悪戦苦闘の状況から抜け出すべく、事務所のマンパワーの増強と一層の効率化を実現してまいります。(杉原)



6月に誕生日を迎え、29歳になり、とうとう最後の20代となってしまいました。幸いなことから同僚や高校・大学時代の友人や後輩からメッセージやプレゼントを頂き、「自分の周りは人に恵まれているなあ」としみじみ感じました。最後の20代だからと言って特段特別なことをするつもりは今のところ考えてはおりませんが、体力の続く限りやり残したことが無いように日々を過ごしたいと考えております。取り急ぎ目先のやりたいことと言えば、今年はまだ遠出の旅行に行けておりませんので時間を見つけ、どこか行きたいと考えております。20代終わっても30代40代とまだまだ人生は続きますので変わらぬご愛顧を賜れますようよろしくお願いいたします。(松島)



先日、仕事を終えて帰宅しようと車に乗ったところ、アクセルを踏んでも全く進みませんでした。もしや…と確認するとタイヤがパンクしており、スペアタイヤも無い…。プチパニックになり夫に電話しましたが晩酌中で動けず。もう夜も遅くどうしようかと焦り、目の前のガソリンスタンドへ駆け込みました。タイヤは切れていて交換することになり困惑していたところ、残業を終えた同僚が来てくださり、作業が終わるまで1時間程一緒にいてくれました。申し訳ない気持ちと感謝の気持ちで一杯になりました。身近にいる方が親切な方ばかりで本当に嬉しかったです。(辻)



ソーイング対決をする某TV番組が好きです。その審査員の著書の購入を長く迷った末にぼちっとしました。取り寄せに時間がかかっているようで、毎日ポストを開けては届いていないかとワクワク心待ちにしています。私にとってはちょっぴり？チャレンジな本なのですが、リゾートへの遠出を控えているので、道中や滞在先でのんびり読み進められたらと楽しみでなりません。一方で、部屋の片隅にある積読本はまたしても自分の出番が回ってこない！とヘソを曲げていないことを願うばかりです。次こそ君の番だ！と言い聞かせようと思います。(後藤)



先日、家族旅行で淡路島へ行ってきました。日本一の最長のつり橋である明石海峡大橋を渡って見渡す限りの海～を期待して、宿泊先はホテルニュー淡路。(周りの方たちは高確率でCMの歌を歌ってくれました)お天気は若干曇りでしたが、きっと景色は最高のはず。と出かけたのはよいのですが、なんだか海の色もどんより想像していた景色とは全くの別物。がっかりしていると地元の方曰く黒潮と黄砂の関係でここ数日海が濁って見えるのだそう。お天気だけではチェックが甘かったようです。また宿泊先だけ決めておくというスタイルで出かけたので、どこ行く～ど～する～状態。今回は念入りに計画を練って旅行に挑もうと思います。(山田友)



社会保険労務士法人杉原事務所 / 株式会社 Vision Partner

〒503-0019 岐阜県大垣市北方町 1-1165-1

TEL 0584-81-8281 FAX 0584-81-8276

URL <https://sharo-shi.gifu.jp>